

第3回 城陽市子ども・子育て会議 会議録

日 時：平成26年8月7日（木） 19：00～21：00

場 所：城陽市役所4階 第2会議室

出席者：委員 13名
（安藤会長、久保副会長、浅井委員、朝山委員、石原委員、井上委員、杉山委員、
中川委員、藤寄委員、森委員、初山委員、安森委員、山下委員）
事務局 12名
業者（地域社会研究所） 2名
計 27名

資 料：次第

- ・資料1 城陽市子ども・子育て支援事業計画～案～
- ・資料2 保育園及び幼稚園の小学校区別入所状況
- ・資料3 子ども・子育て支援新制度に係る基準（案）について
- ・資料4 第2回 城陽市子ども・子育て会議 会議録

1. 開会、委嘱書交付

●事務局

皆様こんばんは。第3回城陽市子ども・子育て会議を始めます。本日はご多忙の中、また夜分お疲れの中ご出席賜りありがとうございます。

それでは会議に先立ちまして先般お送りしました資料を確認いたします。

—資料確認—

続きまして、新しく委員になられた方への委嘱書の交付を行います。

—委嘱書交付、委員紹介—

2. 議事

（1）子ども・子育て事業計画（案）について

●事務局

それでは議事に移ります。以降の進行は安藤会長にお願いしたいと思います。

●安藤会長

皆様こんばんは。夜分遅くにお集まりいただきありがとうございます。会議次第に従い進行いたします。それでは議事（1）「子ども・子育て事業計画（案）について」を、事務局よりご説明お願いいたします。

●事務局

資料1「城陽市子ども・子育て支援事業計画～案～」（以下、資料1）、資料2「保育園及び幼稚園の小学校区別入所状況」（以下、資料2）をご覧ください。

—資料1、資料2説明—

教育・保育提供区域について補足いたします。資料2は、今回各幼稚園、保育園にどの校区から子どもが通園しているかを分析した資料でございます。ご覧いただきますと、各園所在校区以外の校区からも子どもが通園している状況がわかります。従って、本市では市内を1区域とする教育・保育提供区域を設定し、子ども・子育て支援事業計画を検討してまいりたいと考えています。

資料1の32ページの推計児童数を見ますと、本市では平成27年度から平成31年度にかけて児童数は減少傾向でございます。このことをふまえて幼稚園、保育園のニーズを検討すると33ページから34ページに掲載されています量の見込みのとおりとなります。幼稚園の量の見込みは平成27年度には1,005人、平成31年度には839人となっておりますが、現在の幼稚園入所定員が1,670人であることを考慮すると、現行の供給体制で充足できると考えています。また、保育園の量の見込みは現在の入所定員1,365人に対し平成27年度には1,416人となっておりますが、平成31年度には1,161人となり入所定員を下回りますので、現行の供給体制で充足できると考えています。

37ページには学童保育所の量の見込みが掲載されています。現在、学童保育所では小学校1年～4年生までの児童をお預かりしていますが、今後利用対象が6年生まで拡大が可能になります。利用対象の拡大は義務化されてはいませんが、本市では6年生までの利用拡大を検討中でございます。また、学童保育所の量の見込みは平成27年度は748人、平成31年度は731人となっております。現在の利用者数の約1.5倍のニーズが見込まれます。学童保育所の設備基準では、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならないとされており、市内10カ所の学童保育所のうち久世、今池、富野学童保育所ではこの設置基準をクリアすることが難しい状況です。なお、久世学童保育所は平成29年度以降建替を予定しており、今池、富野学童保育所に関しては受け入れ方法などについて検討中でございます。

●安藤会長

ありがとうございます。ご意見、ご質問等ございますか。

●山下委員

学童保育所では、夏休み中の子どもを預かっていただき感謝しております。普段に比べ、長期休暇期間中の利用者数は増加するのでしょうか。

●事務局

夏休み中の利用者数は普段に比べ100人程度増加します。利用児童が増える一方で、現在施設の拡充等難しい状況ですが、待機児童を出さないために、施設が狭くても利用を希望している全ての児童を受け入れています。

●山下委員

資料1の26ページの子ども・子育て支援事業計画の基本方針を見ますと、現在の社会情勢がよく反映されているように感じます。25ページにございます既存の子育ての基本方針(3)「たくましい心と体のために～健やかな成長を見守る環境づくり～」は大事な事項だと思いますので、子ども・子育て支援事業計画にも引き継いでいただきたいです。たくましい心と体づくりのために特に中学校までの学校給食はたいへん助かっており、本市が誇るべき点でもあると感じていますので、ぜひこの基本方針の継承をご検討ください。

●事務局

ありがとうございます。子ども・子育て支援事業計画への継承を検討してまいります。

●粕山委員

資料1の37ページにショートステイの説明がございますが、京都大和の家(精華町)、桃山学園(京都市伏見区)は本市以外の子どもも利用されているのでしょうか。

●事務局

近隣市町の子どもたちも利用しています。

●中川委員

資料2を見ますと、各園の所在校区以外の遠方の校区から通園している子どももいますね。これは希望があつてのことなのか、そうせざるをえない結果なのかどちらでしょうか。

●事務局

近隣の園に通園できず、遠方の園へ通園している子どももいますが、保護者の通勤途上にある園に通園している子どももいます。また、幼稚園では送迎バスもございますので、各園の教育方針に魅力を感じて遠方へ通園される場合もあり、理由は様々です。

●中川委員

やむをえず遠方の園へ通園している子どもは少ないということでしょうか。

●事務局

中にはやむをえずという場合もあると思いますが、保育園に関しましては入所申し込みの際に通園先の希望を提出いただきその希望の中で調整しますので、万一近隣の園に入所できなくても最初から遠方の園へ通園いただくということではございません。

資料2の青谷保育園の状況を見ますと、青谷校区からは80%の児童が通園しており、富野校区からは15%ですので、近隣から通園されているということでしょう。また、寺田校区や寺田西校区からも通園されていますが、これは通勤途上にあるからという理解もできるのではないのでしょうか。

●中川委員

富野幼稚園を見ますと富野校区から通園しているのは59%ですので、遠くへ通っているという場合もあるのではと思います。

●事務局

公立幼稚園は1園しかありませんので、やむをえずという場合もあるかと思いますが、なお、量の見込みでは幼稚園のニーズが入所定員を超えません。また、私立幼稚園に対し認定こども園の意向調査を実施したところ、全ての幼稚園において現行の私学助成制度で運営したいという結果でございました。従って、本市では新たな幼稚園、保育園の施設整備の予定はございません。

●藤峯委員

病児保育の実施についてはどのようにお考えですか。

●事務局

現段階では病児保育の実施は難しいですが、里の西保育園で体調不良児対応型保育を開始いたしました。これは国の補助を受けて実施されていますが、他園でも同様の取組みをされる際に国や府の補助に該当しない場合もあると思いますので、市の負担分を上限に補助するとアナウンスしているところでございます。

●安藤会長

教育、保育の必要性の認定区分には1号から3号までありますが、幼稚園の利用を希望する2号認定について補足説明をお願いします。

●事務局

2号認定は満3歳以上であり、保育の必要性があると認められる子どもで、保育所等での保育を希望する場合に受ける認定区分です。ただし、2号認定に該当する家庭のうち、アンケート調査の結果幼稚園の利用希望が強い家庭を幼稚園希望の2号認定として分類しています。

●安藤会長

幼稚園利用希望の有無によって2号認定のニーズが分類されるということですね。

●中川委員

資料1の38ページ「⑦地域子育て支援拠点事業」を見ますと、これだけのニーズ量に対応するにはかなり大きな施設が必要になると思うのですが、どの様な構想をお持ちでしょうか。

●事務局

本市では、現在鴻の巣保育園の2階に地域子育て支援センターを設置しています。主な活動としてはコミュニティセンターや保育園などを訪問し、自宅で子どもを保育されている家庭を対象に子育て相談や交流活動などの子育て支援を行っています。毎回40～50組程度の参加があり、年に複数回開催しております。

●中川委員

常時開設の施設を持つということではなく、日時や場所を決めて活動を行うというイメージですね。

●事務局

平成27年7月には、深谷幼稚園跡地に地域子育て支援センターと多世代交流機能を併せ持った施設の建設を予定しております。施設で行う取組みと、地域へ出向いて行う取組みの展開を検討してまいります。

●粕山委員

保育園の跡地利用についてはどのような状況でしょうか。

●事務局

(旧)久津川保育園は売却を行い、住宅地として利用されています。枇杷庄保育園も同様に売却する方針であります。古川保育園と寺田西保育園は市街化調整区域のため、新たに建設できないことから市の倉庫として活用しております。

●藤寄委員

一時預かり事業はどこの幼稚園も実施されているのでしょうか。

●事務局

私立幼稚園ではいずれも平日に実施されています。実施時間は3時間～8時間半の間で各園によって異なります。一部の幼稚園では休園日でも実施しています。

●井上委員

小学校低学年で親が就労していても学童保育所を利用していない子どもがいます。何か理由などあるのでしょうか。そういう子どもたちが集まれる場所を作って欲しいです。

●事務局

本市では学童保育所の入所定員を設けておらず、希望があれば受け入れをしていますので、何らかの理由があつて学童保育所を利用されていないのだらうと思います。コミュニティセンターで遊ぶ子どももいますし、地域で友だちと過ごす子どももいます。いずれにせよ、地域で安全に過ごせる環境を整えることが大切であると考えています。

●杉山委員

病児・病後児保育施設をもっと作って欲しいです。きづ川病院の病後児保育は前日までの予約が必要で、当日急には預けることはできません。

●事務局

保護者会等でも病児・病後児保育に対する切実な想いをお聞きしており、市でも努力してまいります。

●森委員

ファミリー・サポート・センターや一時保育は敷居が高く、なかなか利用できません。初めて会う保育士と接することは子どもにとっても負担だろうと感じますし、顔なじみの方に預かってもらえたら良いと思います。ファミリー・サポート・センターでは事前に顔合わせがあります。普段から利用しているプレイルームなどで託児所のような施設があれば気軽に預けられるのではないのでしょうか。

●事務局

現時点では深谷幼稚園跡地施設のプレイルームに保育室を併設することは考えておりません。深谷幼稚園跡地施設は子育て家庭の孤立化を防ぐことを目的とした施設であり、親子で利用していただくことを念頭にしております。

●安藤会長

学童保育所の利用対象が6年生までになった場合、1年生から6年生までが同じ場所で過ごすことに問題はないのでしょうか。

●事務局

体格差や遊びの趣向の違いはありますが、6年生が低学年の児童の世話をするというメリットもあるのではないかと考えております。

●安藤会長

縦割で過ごす方が良い場合、横割りで過ごす方が良い場合等いろいろな要素で検討していただけると良いですね。

●久保委員

ショートステイ先として委託契約している桃山学園には障がいのある子どもたちの入所施設もある様ですが、ショートステイではこちらの施設も利用するのでしょうか。

●事務局

桃山学園には障害児入所施設と児童養護施設があり、ショートステイでは児童養護施設を利用させていただいております。

●久保委員

入所まで至らない子どもたちが集う場所もあると良いかもしれませんね。

●安藤会長

以前、子どもを保育所に預けっぱなしという事例がありました。それならば乳児院を利用しようという動きがあり、やがて児童養護施設をショートステイで利用するという流れになったのだと思います。そのため、デイサービスとショートステイでは趣旨が異なっています。

●事務局

現在、本市ではデイサービスの事業が大半を占めています。養護的事业は京都府で実施されております。今後、里親制度の拡充を目指すとうかがっており、養護を必要とする子どもたちを施設ではなく家庭的な雰囲気の下で預かる取り組みを推進していきたいと聞いております。

●久保委員

養護や入所を必要としない親と子どもをケアする施設や取り組みもあると良いですね。

●事務局

療育の話にはなりますが、市ではふたば園へ週1回親子で通っていただき、お母さんの心のケアを実施しています。ふたば園の他にも、育児中の親が気軽に通える施設を増やしていくことが今後の課題であると考えております。

次回の子ども・子育て会議では量の見込みをふまえ、提供体制をどのように確保していくかを提示する予定でございます。また、第5章の子ども・子育て視線関連施策の推進に関しましても現在各課に照会しているところであり、次回の会議で結果を提示する予定でございます。

●安藤会長

それでは、議事（1）は以上です。

（2）子ども・子育て支援新制度に係る基準条例について

●安藤会長

議事（2）「子ども・子育て支援新制度に係る基準条例について」を、事務局よりご説明お願いいたします。

●事務局

資料3「子ども・子育て支援新制度に係る基準（案）について」（以下、資料3）をご覧ください。

—資料3説明—

以上でございます。

補足ですが、保育園は従前どおり都道府県により認可されます。一部では、3歳児の子ども20人に対し保育士1人という基準から、子ども15人に対し保育士1人という基準にするという議論もありましたが、今回示されている公定価格上では、子ども15人に対し保育士1人としている施設には手厚く補助金を支給するという趣旨ですので、新しい最低基準を定めるものではありません。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準というのは、都道府県の認可を受けた特定教育・保育施設や市町村が認可した特定地域型保育事業者が市町村の確認を受け、給付を受けるための基準を定めたものであり、現行の保育園等のあり方が大きく変わるものではございません。

同様に、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育所に関する設置及び運営に関する基準も定めます。本市の学童保育所は全て公設ですが、地域によっては市町村が運営しておらず、民間により運営している学童保育所もございます。そのため、当基準は民間による学童保育所運営等をふまえて定めることとされています。なお、学童保育所は40人定員となっておりますが、本市では50～60人の児童が利用している施設もあります。その場合は1つの施設に2つの学童保育所が設置されているとみなし、指導員を配置しなければなりませんので、指導員の増員を図る必要があります。

●山下委員

学童保育所については、狭くても子どもを受け入れる市町村と、設置基準を優先する市町村があると思いますが、城陽市の方針はいかがでしょうか。

●事務局

放課後子どもたちを安全に監護することが大切ですので、現状においては全入とし待機児童を出さずに運営してまいりたいと考えております。6年生まで受け入れる場合の体制などについては現在検討しているところでございます。

●藤寄委員

学校がある場所に学童保育所を設置するというのも一つの手段ですが、民間保育園に委託する際に学童も一緒に整備するとか、行政が学童保育所の場所を確保した上で委託をするとかいろいろ方法はあると思います。

●事務局

ありがとうございます。

先ほど山下委員からもご意見ありましたが、学童保育所の待機児童を出さない方が良いの

か、待機児童は出ても設置基準を優先する方が良いのかについて皆様にご議論いただけたらと思います。

●朝山委員

狭くても、子どもを預かってもらえるなら助かりますし、6年生まで利用対象が拡大されればありがたいです。

●初山委員

学童保育所のキャパシティも限界がありますので、子どもたちの安全を守り、危険なく過ごせると良いと思います。学校の空き教室等は使用できないのでしょうか。また、6年生まで利用できるとなると、低学年とは部屋を分けた方が良いのではないのでしょうか。

●事務局

学童保育所のキャパシティに係って申しますと、現在久世学童保育所は4年生までの利用だけでもたいへん多く、小学校の校舎も手狭になっており、増築と改築のための予算措置をしたところです。しかし、学童保育所と校舎を同時に増築、改築となりますと子どもたちの行き場がなくなりますので、校舎の増築が完了しましたら一時的に学童保育所を移し、その間に学童保育所を改築し、2階建てとする予定でございます。

●初山委員

学童保育所のキャパシティは課題ですね。久津川学童保育所も手狭になっていると聞いています。

●井上委員

ひとり親家庭の場合、子どもを預かってもらえるとう助かります。必ずしも学校の敷地内でなくても良いと思います。

●安藤会長

学童保育を学校の空き教室で実施することはできないのでしょうか。

●事務局

空き教室を利用している学童保育所もあります。本市には10カ所の学童保育所がございますが、5施設はプレハブで、5施設は空き教室を改造して実施しております。しかし、空き教室を全て学童保育所に転用するというのは難しい状況です。

●安藤会長

学童保育所の指導員の確保について方針はございますか。

●事務局

今年度常勤の指導員を5人増やしたところですが、確保は厳しい状況です。

●安藤会長

人材確保は国全体で考えるべき課題です。人がいてこそその事業ですので、しっかり人材を確保していただきたいと思います。

●浅井委員

学童保育所は必要なのでしょうか。

●事務局

子どもが安全に過ごせる場所の確保のために必要であると考えています。

●浅井委員

運営には補助金が使われており、税金ですので、本当に必要としている方が利用できる様に入所基準をしっかりと定めた方が良いのではないかと思います

●事務局

十分に認識し、対応してまいります。

●安藤会長

家庭的保育事業の職員数の基準が「乳幼児3人につき1人」ということですが、この基準で安心でしょうか。職員に何か起こった際のことなども考えると1人でみるというのは不安がありますし、最低2人は必要ではないかと思います。国の基準に準じるということではなく、市として行政判断も必要ではないでしょうか。

●事務局

本市では昼間里親を実施していますが、子ども3人に対し、昼間里親1人で対応しております。昼間里親には今後家庭的保育事業へ移行していただけないかと考えております。

●安藤会長

暴力団排除については、子ども・子育て支援新制度に関する各種基準条例に盛り込まれますか。

●事務局

条例に盛り込んでいる市町村もありますが、本市では市として暴力団排除に関する条例がございますので、子ども・子育て支援新制度に関する各種基準条例案では割愛しています。

●山下委員

家庭的保育事業等は計画の見込み量にどのように反映されるのでしょうか。

●事務局

現段階では家庭的保育事業等の実施を希望される事業所がございませんので、計画には反映しておりません。ただし、実施を希望される事業所がございましたら基準に照らして判断してまいります。

●浅井委員

京都府の幼稚園では認定こども園への移行希望がほとんどありませんが、部屋が空いている移行を希望するとなった場合、協力していただけるのでしょうか。

●事務局

先般の調査では移行希望はありませんでしたが、後年度に移行を希望される場合でも拒むものではございませんので、転換は可能です。

●浅井委員

仮に全幼稚園が認定こども園に移行すると、市の負担が増えますが、財源は確保されているのでしょうか。

●事務局

子ども・子育て支援新制度は、国では消費増税後の7,000億円を財源とする予定です。本市としまして財源に余裕があるとは言えませんが、幼稚園に移行のニーズがあれば対応してまいります。国庫補助を除いた財源を拡充することは容易ではありませんが、パイの配分の中で検討してまいります。

●浅井委員

公立幼稚園を認定こども園に移行するお考えはありませんか。

●事務局

スペースが充分ではなく、現段階では考えておりません。

●安藤会長

他にご意見、ご質問等ございませんか。

議事（2）は以上でございます。

3. その他、閉会

●安藤会長

その他、事務局より連絡事項等ございましたらお願いいたします。なお、これ以降の進行は事務局にお返しいたします。

●事務局

安藤会長議事進行ありがとうございます。皆様、長時間のご審議ありがとうございます。

本日のご意見をふまえ計画案をさらに充実させ、次回の子ども・子育て会議でお示しいと思います。また、9月議会では条例の制定を予定しております。

それでは、本日の子ども・子育て会議は以上で終了いたします。

—閉会—